

「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」

感染防止対策自主点検表【通所系サービス・短期入所】

(令和2年8月21日版)

記入日：令和 年 月 日

記入者：職 ()

氏名 ()

事業所名 ()

自主点検に当たっての留意事項

1 本点検表の目的及び関係通知について

本点検表は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、各事業所の衛生管理等に役立てていただくものです。本点検表の元となる主な関係連絡は以下のとおりです。

【関係連絡】

・「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)」(令和2年4月7日付厚生労働省 健康局結核感染症課 ほか事務連絡)

2 本点検表の利用方法

すでに各事業所において感染症対策に取り組まれていることと存じますが、再度各項目を確認いただき、自主点検表と同様に次の評価基準にて点検してください。

できている ……A
一部できている ……B
できていない ……C
該当なし ……=

点	検	項	目	評	価
1 事業所における取組	〈感染症対策の再徹底〉				
		感染拡大防止に向けた取組方針の再検討を行い、感染拡大防止に向けた取組の再徹底を行っているか。		()	
		感染防止に向け、職員間での情報共有を密にし、感染防止に向けた取組を職員が連携し取組を進めているか。		()	
		積極的疫学調査への円滑な協力が可能となるよう、次の記録等を整備又は準備しているか。			
		症状出現後の接触者リスト		()	
		ケア記録(体温、症状などがわかるもの)		()	
		直近2週間の勤務表(実績)		()	
		業者等の事業所内に出入りした者の記録(氏名・来訪日時・連絡先・当日の体温など)		()	
		入国拒否の対象地域から帰国後症状がある職員等がいる場合 管理者は、すみやかに市区町村に対して、人数、症状、対応状況等を報告しているか。		()	
		発熱等の症状により感染が疑われる職員等がいる場合は、保健福祉事務所に報告して指示を求めているか。		()	
2 職員の取組	〈事業所への立ち入り〉				
		物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行っているか。		()	
		上記の対応がとれず、やむを得ず事業所内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には立ち入りを断っているか。		()	
	〈職員、利用者、面会者や委託業者等、職員などと接触する可能性ある者全てについて〉				
		マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等の徹底を行っているか。		()	
		その際、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」等を適切に参照し対策を徹底しているか。		()	
		出勤前に体温を計測し、発熱者には出勤を行わないよう徹底しているか。		()	
		発熱が認められた場合、解熱後24時間以上が経過し、咳などの呼吸器症状が改善傾向となるまでは出勤を行わないことを徹底しているか。		()	
		このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該職員の健康状態の確認を行っているか。		()	

	<p>該当する職員については、管理者に報告し、確実な把握を行っているか。()</p> <p>※ここでいう職員とは、利用者に直接介護サービスや障害福祉サービス等を提供する職員だけでなく、事務職や送迎を行う職員、調理員等、当該事業所のすべての職員やボランティア等含むものとする。</p> <p>感染が疑われる場合は、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえて適切に対応しているか。()</p> <p>職場内外において感染拡大を防ぐための取組を実施しているか。()</p> <p>換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底しているか。()</p> <p>職員が感染源となることのないよう、症状がない場合であっても利用者と接する際にはマスクを着用しているか。()</p> <p>食堂や詰めでマスクをはずして飲食をする場合、他の職員と一定の距離を保っているか。()</p>	
<p>3 ケア等の実施時の取組</p>	<p><基本的な事項></p> <p>感染拡大防止の観点から、「3つの密」(「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」)を避ける必要がある。</p> <p>可能な限り同じ時間帯・同じ場所での実施人数の縮小をしているか。()</p> <p>定期的な換気、互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離の確保等の利用者同士の距離への配慮をしているか。()</p> <p>声を出す機会の最小化、声を出す機会が多い場合のマスク着用、清掃の徹底、共有物の消毒の徹底、手指衛生の励行の徹底をしているか。()</p> <p><送迎時等の対応等></p> <p>送迎車に乗る前に、本人・家族又は職員が本人の体温を計測しているか。()</p> <p>発熱が認められる場合には、利用を断っているか。()</p> <p>送迎時には、窓を開ける等換気に留意しているか。()</p> <p>送迎後に利用者の接触頻度が高い場所(手すり等)を消毒しているか。()</p> <p>発熱により利用を断った利用者については、居宅介護支援事業所に情報提供しているか。()</p> <p>同事業所は必要に応じ、訪問介護等の提供を検討しているか。()</p> <p>都道府県や衛生主管部局、地域の保健福祉事務所と十分に連携の上、必要となる代替サービスの確保・調整等、利用者支援の観点で居宅介護支援事業所等や社会福祉施設等において必要な対応がとられるように努めているか。()</p> <p><リハビリテーション等の実施の際の留意点></p> <p>ADL維持等の観点から、リハビリテーション等の実施は重要である一方、感染拡大防止の観点から、「3つの密」を回避しているか。()</p>	